

足立区要保護児童支援専門員（会計年度任用職員）採用選考実施要領

令和 8 年 9 月
足立区こども家庭相談課

足立区こども家庭相談課に勤務する足立区要保護児童支援専門員（会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 募集する職名

要保護児童支援専門員

※ 地方公務員法に基づく、パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）です。

2 募集人数

1 名

3 任用期間

令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※ 勤務実績等に基づき、再度任用する場合があります。

4 勤務場所

足立区こども家庭相談室こども家庭相談課（足立区梅島 3－2 8－8 こども支援センターげんき 1 階）

※ 上記のほか関係機関等を訪問する場合があります。

5 職務内容及び勤務条件

（1）勤務内容

ア 要保護・要支援児童などの相談支援に関わるこども家庭相談課の相談員に対する助言・育成

イ 児童相談所との連絡調整に関する助言

ウ 受理会議、進行管理会議、児童相談所との虐待ケース調整会議への出席など

（2）勤務日

月曜日・金曜日のうち週 1 日、火曜日～木曜日勤務（週 4 日、週 3 0 時間勤務）

※休務日：月曜日・金曜日のうち 1 日、土曜日・日曜日・祝日、年末年始

（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）

（3）勤務時間

午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分（休憩時間 6 0 分あり）

6 報酬など

(1) 報酬

月額272,949円（令和8年9月現在）

※ 採用されるまでに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。

※ 別途、通勤手当相当分支給あり（限度額あり）

(2) 社会保険等

共済保険・厚生年金保険・雇用保険加入

(3) 出張旅費

交通実費相当額支給

(4) 年次有給休暇

区の規程に基づき支給

(5) その他

退職金制度・昇給制度なし

7 応募資格

児童相談所における指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー：係長級以上）としての業務従事歴が3年以上あるもの

※ 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する方、または平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするものを除く）は応募できません。

8 申込方法

(1) 足立区要保護児童支援専門員（会計年度任用職員）採用選考申込（履歴）書（以下「申込書」）及び足立区要保護児童支援専門員（会計年度任用職員）職務経歴書（以下「職務経歴書」）を足立区HPからダウンロードにより取得。

(2) 申込書、職務経歴書を作成し、期日までにオンライン申請または郵送（簡易書留）により提出。

本人の顔写真について

オンライン申請・・・別添資料として提出

郵送による申請・・・申込書の写真欄に貼付して提出

※ スマートフォン、デジタルカメラで撮影した写真も可。ただし、壁を背景とするなど、本人以外の情報が入らないよう撮影してください。

※ 採用された際は職員証を作成するため、改めて職員証用の写真を依頼します。

9 申込期限

令和8年10月22日（木） ※午後5時必着（オンライン・郵送）

10 選考方法及び日程

書類選考による一次選考を行い、一次選考合格者を対象として面接による二次選考

を行います（一次選考結果は１０月２６日（月）頃発送予定）

（１）二次選考日（面接） 令和８年１１月１日（日）

※ 時間は、一次選考結果通知でお知らせします。

（２）最終選考結果通知 令和８年１１月４日（水）頃発送予定

１１ その他

足立区は、求職者等も含めたハラスメント防止に関する基本方針を定め、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口の設置や、相談者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じております。詳細はホームページ「人材募集」内のリンク先をご覧ください。

１２ 問い合わせ先

〒１２１-０８１６ 東京都足立区梅島３-２８-８
足立区こども家庭相談室 こども家庭相談課 相談管理係 採用担当
電話 ０３(３８５２)２８６３ FAX ０３(３８８９)３４００
E-mail : kodomo-genki@city.adachi.tokyo.jp